

議第16号

令和3年度使用鶴岡市立小学校教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条、14条の規定により、令和3年度使用鶴岡市立小学校教科用図書を別紙教科用図書一覧表のとおり採択するものである。

令和2年7月16日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

令和3年度使用小学校教科用図書一覧

種 目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名
国 語	17 教 出	1	国 語 105	ひろがることば しょうがくこくご 一上
			国 語 106	ひろがることば しょうがくこくご 一下
		2	国 語 205	ひろがることば 小学国語 二上
			国 語 206	ひろがることば 小学国語 二下
		3	国 語 305	ひろがる言葉 小学国語 三上
			国 語 306	ひろがる言葉 小学国語 三下
		4	国 語 405	ひろがる言葉 小学国語 四上
			国 語 406	ひろがる言葉 小学国語 四下
		5	国 語 505	ひろがる言葉 小学国語 五上
			国 語 506	ひろがる言葉 小学国語 五下
		6	国 語 605	ひろがる言葉 小学国語 六上
			国 語 606	ひろがる言葉 小学国語 六下

種目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書名
書写	2 東書	1	書写 101	あたらしい しよしゃ 一
		2	書写 201	新しい しよしゃ 二
		3	書写 301	新しい書写 三
		4	書写 401	新しい書写 四
		5	書写 501	新しい書写 五
		6	書写 601	新しい書写 六
社会	2 東書	3	社会 301	新しい社会 3
		4	社会 401	新しい社会 4
		5	社会 501	新しい社会 5上
			社会 502	新しい社会 5下
		6	社会 601	新しい社会6 政治・国際編
			社会 602	新しい社会6 歴史編
地図	46 帝国	3 — 6	地図 302	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年

種 目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名
算 数	東 書	1	算 数 1 0 1	あたらしいさんすう1① さんすうのとびら
			算 数 1 0 2	あたらしいさんすう1② さんすう だいすき!
		2	算 数 2 0 1	新しい算数2上 考えるって おもしろい!
			算 数 2 0 2	新しい算数2下 考えるって おもしろい!
		3	算 数 3 0 1	新しい算数3上 考えるって おもしろい!
			算 数 3 0 2	新しい算数3下 考えるって おもしろい!
		4	算 数 4 0 1	新しい算数4上 考えると見方が広がる!
			算 数 4 0 2	新しい算数4下 考えると見方が広がる!
		5	算 数 5 0 1	新しい算数5上 考えると見方が広がる!
			算 数 5 0 2	新しい算数5下 考えると見方が広がる!
		6	算 数 6 0 1	新しい算数6 数学ヘジャンプ!

種目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書名
理 科	6 1 啓林館	3	理 科 3 0 6	わくわく理科 3
		4	理 科 4 0 6	わくわく理科 4
		5	理 科 5 0 6	わくわく理科 5
		6	理 科 6 0 6	わくわく理科 6
生 活	6 1 啓林館	1	生 活 1 1 3	わくわく せいかつ上
		2	生 活 1 1 4	いきいき せいかつ下
音 楽	2 7 教 芸	1	音 楽 1 0 2	小学生のおんがく 1
		2	音 楽 2 0 2	小学生の音楽 2
		3	音 楽 3 0 2	小学生の音楽 3
		4	音 楽 4 0 2	小学生の音楽 4
		5	音 楽 5 0 2	小学生の音楽 5
		6	音 楽 6 0 2	小学生の音楽 6

種 目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名
図画工作	116 日 文	1 ・ 2	図 工 103	ずがこうさく1・2上 たのしいな おもしろいな
			図 工 104	ずがこうさく1・2下 たのしいな おもしろいな
		3 ・ 4	図 工 303	図画工作3・4上 ためしたよ 見つけたよ
			図 工 304	図画工作3・4下 ためしたよ 見つけたよ
		5 ・ 6	図 工 503	図画工作5・6上 見つめて 広げて
			図 工 504	図画工作5・6下 見つめて 広げて
家 庭	9 開隆堂	5 ・ 6	家 庭 502	小学校 わたしたちの家庭科 5・6
保 健	2 東 書	3 ・ 4	保 健 301	新しいほけん 3・4
		5 ・ 6	保 健 501	新しい保健 5・6
外国語 (英語)	38 光村	5	英語 507	Here We Go ! 5
		6	英語 607	Here We Go ! 6

種 目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名
道 徳	2 2 4 学 研	1	道 徳 1 0 9	新・みんなのどうとく 1
		2	道 徳 2 0 9	新・みんなのどうとく 2
		3	道 徳 3 0 9	新・みんなのどうとく 3
		4	道 徳 4 0 9	新・みんなの道徳 4
		5	道 徳 5 0 9	新・みんなの道徳 5
		6	道 徳 6 0 9	新・みんなの道徳 6

議第17号

令和3年度使用鶴岡市立中学校教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条、14条の規定により、令和3年度使用鶴岡市立中学校教科用図書を別紙教科用図書一覧表のとおり採択するものである。

令和2年7月16日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

令和3年度使用中学校教科用図書一覧

種目 (教科名)		発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書名
国語		2 東書	1	国語 701	新しい国語 1
			2	国語 801	新しい国語 2
			3	国語 901	新しい国語 3
書写		38 光村	1 - 3	書写 704	中学書写 一・二・三年
社会	地理的 分野	2 東書	1 - 2	地理 701	新しい社会 地理
	歴史的 分野	2 東書	1 - 3	歴史 705	新しい社会 歴史
	公民的 分野	2 東書	3	公民 901	新しい社会 公民
地図		46 帝国	1 - 3	地図 702	中学校社会科地図
数学		61 啓林館	1	数学 705	未来へひろがる数学 1
			2	数学 805	未来へひろがる数学 2
			3	数学 905	未来へひろがる数学 3

種 目 (教科名)		発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名
理 科		2 東 書	1	理 科 7 0 1	新しい科学 1
			2	理 科 8 0 1	新しい科学 2
			3	理 科 9 0 1	新しい科学 3
音 楽	一 般	2 7 教 芸	1	音 楽 7 0 2	中学生の音楽 1
			2 ・ 3	音 楽 8 0 3	中学生の音楽 2・3上
				音 楽 8 0 4	中学生の音楽 2・3下
	器楽 合奏	2 7 教 芸	1 - 3	器 楽 7 5 2	中学生の器楽
美 術		3 8 光 村	1	美 術 7 0 2	美術 1
			2 ・ 3	美 術 8 0 2	美術 2・3
保健体育		5 0 大修館	1 - 3	保 体 7 0 3	最新 中学校保健体育
技術・家庭		9 開隆堂	1 - 3	技 術 7 0 4	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて
		9 開隆堂	1 - 3	家 庭 7 0 3	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生

種 目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書 名
英 語	9 開隆堂	1	英 語 7 0 2	SUNSHINE ENGLISH COURSE 1
		2	英 語 8 0 2	SUNSHINE ENGLISH COURSE 2
		3	英 語 9 0 2	SUNSHINE ENGLISH COURSE 3
道 徳	1 1 6 日 文	1	道 徳 7 0 4	中学道徳 あすを生きる 1
			7 0 5	中学道徳 あすを生きる 1 道徳ノート
			道 徳 8 0 4	中学道徳 あすを生きる 2
2	8 0 5	中学道徳 あすを生きる 2 道徳ノート		
	道 徳 9 0 4	中学道徳 あすを生きる 3		
3	9 0 5	中学道徳 あすを生きる 3 道徳ノート		

議第18号

令和3年度使用鶴岡市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条、14条の規定により、令和3年度使用鶴岡市立小中学校特別支援学級教科用図書を別紙教科用図書一覧表のとおり採択するものである。

令和2年7月16日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

令和3年度使用特別支援学級教科用図書一覧

特別支援学級 特別支援学校（小学部）（知的障害者用）

種目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書名
国語	2 東書	1	国語 C-121	こくご ☆
		—	国語 C-122	こくご ☆☆
		6	国語 C-123	こくご ☆☆☆
算数	17 教出	1	算数 C-121	さんすう ☆
		—	算数 C-122	さんすう ☆☆(1)
		—	算数 C-123	さんすう ☆☆(2)
		6	算数 C-124	さんすう ☆☆☆
		6	算数 C-124	さんすう ☆☆☆
音楽	2 東書	1	音楽 C-121	おんがく ☆
		—	音楽 C-122	おんがく ☆☆
		6	音楽 C-123	おんがく ☆☆☆
		6	音楽 C-123	おんがく ☆☆☆

特別支援学級 特別支援学校（中学部）（知的障害者用）

種目 (教科名)	発行者 の番号 ・略称	使用 学年	教科書 の記号 ・番号	書名
国語	2 東書	1	国語 C-721	国語 ☆☆☆☆
		3	国語 C-722	国語 ☆☆☆☆☆
数学	17 教出	1	数学 C-721	数学 ☆☆☆☆
		3	数学 C-722	数学 ☆☆☆☆☆
音楽	2 東書	1	音楽 C-721	音楽 ☆☆☆☆
		3	音楽 C-722	音楽 ☆☆☆☆☆

議第19号

鶴岡市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

鶴岡市スポーツ推進審議会条例（平成23年鶴岡市条例第31号）第3条第2項の規定に基づき、鶴岡市スポーツ推進審議会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和2年7月16日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

令和2年7月16日

鶴岡市教育委員会 様

教育長 布 川 敦

臨時代理処理事項の報告について

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第3項の規定に基づき、臨時代理処理事項について以下のとおり実施しましたので報告します。

- 令和2年7月市議会臨時会に提案する教育委員会に係る議案の意見聴取について（回答）

令和2年度 教育費 7月補正予算について

(歳入)

款項目	歳入名称	補正前の額	補正額	計	備 考
15.2.1 総務費国庫補助金	地方創生臨時交付金	千円 0	千円 53,741	千円 53,741	新型コロナウイルス感染症対策に対する交付金 (小中学校学習保証事業:1/2、小中学校特別教室冷房整備:全額)
15.2.7 教育費国庫補助金	小学校費補助金 (学校保健特別対策事業費補助金)	千円 0	千円 16,000	千円 16,000	学校再開に伴う感染症対策・学習保障に係る支援事業補助金(1/2補助)。
15.2.7 教育費国庫補助金	中学校費補助金 (学校保健特別対策事業費補助金)	千円 0	千円 7,250	千円 7,250	学校再開に伴う感染症対策・学習保障に係る支援事業補助金(1/2補助)。
合 計		千円 0	千円 76,991	千円 76,991	

(歳出)

款項目	事業名	補正前の額	補正額	計	備 考
10.2.1 学校管理費	新型コロナウイルス感染症対策 小学校学習保障事業	千円 0	千円 32,000	千円 32,000	学校再開に伴う感染症対策・学習保障に必要な経費について、学校規模に応じて1校当たり上限額1,000千円～2,000千円を措置する。
10.2.3 学校建設費	新型コロナウイルス感染症対策 小学校特別教室冷房設備整備 事業	千円 0	千円 20,680	千円 20,680	新型コロナウイルス感染症の3密対策として使用する特別教室に対して、冷房設備を整備する。
10.3.1 学校管理費	新型コロナウイルス感染症対策 中学校学習保障事業	千円 0	千円 14,500	千円 14,500	学校再開に伴う感染症対策・学習保障に必要な経費について、学校規模に応じて1校当たり上限額1,000千円～2,000千円を措置する。
10.3.3 学校建設費	新型コロナウイルス感染症対策 中学校特別教室冷房設備整備 事業	千円 0	千円 9,811	千円 9,811	新型コロナウイルス感染症の3密対策として使用する特別教室に対して、冷房設備を整備する。
合 計		千円 0	千円 76,991	千円 76,991	

長時間労働を行った職員に対する面接指導要項

令和2年8月1日

鶴岡市教育委員会

(趣旨)

第1 この要項は、鶴岡市立学校職員安全衛生管理要領（以下「要領」という。）第14条の規定に基づき、長時間労働に伴う職員の健康障害を未然に防止するため、医師が行う面接指導（以下「面接指導」という。）等に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象となる職員)

第2 この要項の対象となる職員は、鶴岡市立学校に常時勤務する職員（管理監督者等を含む）であって、要領第14条の規定に該当する職員とする。

2 要領第14条第1項に規定する時間外勤務時間数は、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間数を超えた勤務時間数とする。

(労働時間の状況の把握)

第3 校長が前項第2号の規定により職員の労働時間の状況について把握するときは、その年月日、職員の氏名及び当該日の時間外勤務時間数、勤務内容を記録し、3年間保存しなければならない。

2 校長は、前項の把握に際し、時間外勤務予定の事前確認や、所用見込み時間と異なる場合の事後報告を徹底させることとする。なお、タイムカードによる記録等客観的な記録を基礎として労働時間の状況を把握している場合は、これを参照することとする。

(面接指導の申出)

第4 校長は、面接指導該当職員に対し、面接指導の対象となる旨を「面接指導該当通知書（兼）申出書（別紙様式第1号）」（以下「通知書（兼）申出書」という。）により、速やかに通知し、面接指導を勧めるものとする。

2 前項の通知を受けた職員は、面接指導申出の有無を「通知書（兼）申出書」により校長に速やかに回答するものとする。

3 校長は、前項に規定する面接指導該当職員の回答を速やかに鶴岡市教育委員会に報告しなければならない。

(面接指導の実施者)

第4の2 面接指導の実施者は、要領第15号に規定された医師（以下「指定医師」という。）とする。

(面接指導の日程調整等)

第5 面接指導の日程等は鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定し、校長を通じて当該面接指導該当職員並びに指定医師に通知するものとする。

(面接指導の実施)

第5の2 校長は、面接指導該当職員に係る「面接指導該当職員報告書（別紙様式第2号）」を記入し、

教育委員会を通じて指定医師に提出しなければならない。

- 2 面接指導該当職員は、面接指導を受ける際に「面接指導問診票（別紙様式第3号）」及び「面接指導自己チェック票（別紙様式第4号）」を記入し、指定医師に提出するものとする。

（面接指導結果に基づく医師の意見聴取）

第6 労働安全衛生法第66条の8第4項の規定による医師の意見聴取は、指定医師が教育委員会に提出する「面接指導結果報告書及び就業上の措置に関する意見書（別紙様式第5号）」（以下「報告書及び意見書」という。）により行うものとする。

- 2 前項に規定する「報告書及び意見書」の就業区分は、山形県教育委員会安全衛生管理規程別表「指導区分及び事後措置の基準（生活規制の面の項）」に準ずるものとする。

（面接指導結果報告書等の提出）

第6の2 第4の2による指定医師は、「報告書及び意見書」を、速やかに教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項により「報告書及び意見書」の提出を受けた教育委員会は、その写しを速やかに校長に提供するものとする。

（面接指導の結果を踏まえた措置の実施）

第6の3 校長は、教育委員会から提供された「報告書及び意見書」を踏まえ、必要に応じ就業上の措置を講ずるものとする。

- 2 校長が就業上の措置を行うにあたっては、当該職員と十分に話し合いを行うものとする。
- 3 校長は、職員の健康管理及び職場環境について、指定医師から助言指導を受けた場合は、職員の健康への配慮及び快適な職場環境の保持・整備に努めなければならない。
- 4 校長は、第1項の規定により講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）について、「就業上の措置に係る報告書（別紙様式第6号）」により教育委員会に報告しなければならない。

（面接指導結果等の保存）

第7 教育委員会及び校長は、面接指導に係る書類を5年間保存しなければならない。

（服務上の取扱い）

第8 面接指導該当職員が、指定医師から面接指導を受けるとき、または面接指導に基づき健康診断等を受診するときは、「鶴岡市教職員の服務（職専免等）の取扱いについて」に基づき、職務に専念する義務を免除する。

（その他）

第9 この要項に定めのないことは、教育委員会が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和2年8月1日より施行する。